

原子力発電施設等立地地域振興特別措置法改正に関する
考え方について（中間とりまとめ）

平成19年6月21日
自由民主党政務調査会
電源立地及び原子力等調査会
原子力発電施設等立地地域振興
特別措置法改正に関する小委員会

天然資源の乏しい我が国にとって、エネルギー安全保障の観点や温室効果ガスの削減に資する電源であるという環境特性から、原子力発電の着実な推進は今後ともますます重要な課題である。

平成13年には、JCO事故により原子力発電所の立地をめぐる環境が厳しくなる中、今後のエネルギーの安定供給のため、原子力による発電が我が国の安定供給に欠くことができないものであることにかんがみ、原子力による発電の推進等に資するため、原子力発電施設等の周辺の地域について、生活環境、産業基盤等の総合的かつ広域的な整備に必要な特別措置を講ずること等によりこれらの地域の振興を図る必要があったことから、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」が制定されたところである。

原子力立地地域の安全の確保、地域の振興を図るために制定された本法も、施行から5年が経過し、折り返し点をむかえたところであるが、一昨年から、13道県・24市町村全ての原子力立地地域に出向き、道県・市町村関係者等と行った政策対話においても、今の制度では不十分であるとの声が聞かれたところである。そのため、昨年12月には、政策対話において強い要望のあった避難道路の整備について議論を行い、「原子力立地地域における避難道路の整備の抜本的強化について」をとりまとめ、避難道路の整備を強力に進めることとしたところである。

このため、本年5月から6月にかけて、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の見直しを行い、さらに充実した制度と

するため、全国原子力発電所立地市町村議会議長会、原子力発電関係道県議会議長会協議会、全国原子力発電所所在市町村協議会からヒアリングを行ったところである。

原子力政策においては、プルトニウムの有効活用を図るプルサーマル計画などの核燃料サイクルの推進や13基の原子力発電所の新增設、高レベル放射性廃棄物の最終処分場の建設など推進すべき諸課題がある。このため、我が党としては、これらの意見をふまえ、以下のとおり提言するものである。

記

1．避難道路の整備について

避難道路の整備については、安全の確保という本法の趣旨を踏まえ、地域住民の安全・安心確保のため、着実に事業を実施することが必要であり、多くの地域から、避難道路の整備を強力に進めるべきとの強い要望があった。これらを反映して、国として避難道路の整備に万全を期すため、「原子力立地地域における避難道路の整備の抜本的強化について」を取りまとめ、特に緊急に整備すべき避難道路の整備が強力に促進されることを要請している。国・道府県・市町村の関係機関に対しては、今後も、避難道路の整備をより強力に促進することを要請するとともに、党においてもしっかりとフォローアップする。

2．特例措置の充実に向けて

原子力政策の推進に際しては、安全・安心を大前提として、地域の皆様の理解と信頼を得ることが、強く要望されているところである。現在、安全の確保に資する道路、港湾等の整備事業に対しては、補助率のかさ上げ等の財政上の支援措置が講じられているところであるが、これらの事業の進捗が十分でないとの声が聞かれるところである。このため、まずは、安全の確保という本法の趣旨を達成し、信頼・安心できる地域整備を図るため、これら

の事業を確実に実施していくことを当該道府県市町村に対して要請する。

さらに、国においては、これらの事業の実施に支障をきたさないよう、その財源の確保に最大限努力することを要請する。

加えて、文化施設や観光等に対する支援対象の拡大や補助率のかさ上げ等についても要望されているところである。これらについては、防災に配慮するとされている本法律の目的の変更も含めて、ニーズを調査し、国、地方自治体の財政状況を踏まえ、今後、検討していくこととする。

3．実施体制の強化について

立地地域における振興計画を道府県が策定する際には、原子力立地の最前線にある関係市町村等の意向が十分に反映されるよう、十分に調整することを要請する。その上で、必要な事業がある場合には、速やかに振興計画に添付されている事業一覧表の変更を行い、事業を実施していくこととする。

また、我が党としても、本法の重要性にかんがみ、執行をしっかりとフォローアップすることとする。

4．支援期間の延長について

本法は、施行後10年で失効するとされているところであるが、原子力の重要性を踏まえ、引き続き原子力立地地域に対して積極的な支援を行っていく必要があることから、その延長について検討する。